

目 次

第1号 (11月24日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	6
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第59号)	6
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第60号～第61号)	8
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	15
閉 会	16

川南町告示第107号

平成23年第9回(11月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月16日

川南町長 日高昭彦

1 期日 平成23年11月24日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	徳弘美津子君	12番	竹本修君
13番	山下壽君		

○ 不応招議員(なし)

平成23年第9回(11月)川南町議会臨時会会議録

平成23年11月24日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年11月24日 午前9時00分開会

- 日程第 1 諸般の報告について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について(徳弘 美津子 ・ 竹本 修)
- 日程第 4 議案第 59号 川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第 60号 財産(土地)の取得について
- 日程第 6 議案第 61号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中 津 克 司 君	2番 河 野 幸 夫 君
3番 濱 本 義 則 君	4番 川 上 昇 君
5番 林 光 政 君	6番 川 越 忠 明 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 児 玉 助 壽 君
9番 米 山 知 子 君	10番 税 田 榮 君
11番 徳 弘 美 津 子 君	12番 竹 本 修 君
13番 山 下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	佐 藤 賢 一 郎 君	会計管理者・会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	吉 田 一 二 六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉 田 喜 久 吉 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君		

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。ただ今から、平成23年第9回川南町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室に移動をお願いします。

午前9時01分休憩

午前9時55分開会

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、農林水産課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○農林水産課長(押川 義光君) 皆様方、おはようございます。一昨日来の新聞…、川南漁港所属の漁船の火災につきまして、経過を御説明申し上げたいと思います。お手元に資料をお配りしておりますが、この火災が発生いたしましたのが、明確にはあの、わかっておりませんけれども、乗組員等の証言等から、22日火曜日の真夜中、午前0時14分に、ま、連絡が途絶えたところ、そのころに火災が発生したのではないかというような証言ではございます。それで、消火活動にです、ね、携わりまして、一生懸命消火活動したけれども、消し止められなかったということで、午前5時に、乗組員5名でございますけれども、そのうち通浜、現在は北原、川南病院の東側に宅地造成されておりますが、そこにお住いの甲斐清弘様、この方が船主でございます。あの、船主(ふなぬし)でございます。その方と川南町新耕原にお住いでございます、西博美様、甲斐清弘様が38歳、西様が35歳でございますが、船主と西さんが機関長ということでございまして、その方とインドネシア人の従業員と申しますか、研修を終えて乗組員として働いていた3名のインドネシアの方々、その5名が乗船しておりました。で、その5名で消火活動しましたが、先ほど申しましたとおり、消火を断念して、5時に救命胴衣を着けて一斉に海に飛び込んだところを確認しております。それで、このころからですね、船をずっと追跡しておりますものですね、どうもわからないと、あの、連絡がとれないということで、午前11時ですね、22日火曜日の午前11時に、川南漁協、漁業協同組合のほうから第10管区海上保安本部に捜索の依頼をいたしまして、それから海上保安庁のほうに巡視船3隻、巡視船が3隻ですね、それから航空機がまず、当初は2機、プロペラ機とヘリ1機ですね、捜索に当たったと。で、プロペラ機のほうに22日午後2時10分に、火災を起こしている、先ほどの光栄丸なんですけれども、光栄丸18トンを発見と。それから、消火活動に入ったところでありまして、1人目の救助が、その近くにですね、いましたインドネシア人を発見し、16時15分、これを発見し、救助したのは、同じ川南町ですね、龍喜丸、船長がですね、近藤今朝吉さんになるんですが、その息子さんが乗られている船なんですけれども、同じくマグロ船でありまして、これが発見し、救助したという経過でございます。それから、当然、川南町の近くを航行しておりましたマグロはえ縄漁船、あるいは県内のマグロはえ縄漁船等でですね、合計16隻によりまして、捜索活動を行いましたけれども、次の人が発見できたのが、午後7時ぐらいにもう1人を発見ということでございます。で、やはり最初に発見された方は、体はまあ健康でありまして、若干

のどが痛い、で、体温については37度程度ということで、まあ元気であると。で、食事もとれたということでございましたが、同じ22日の夕方、夜7時に発見された方につきましては、意識不明であるということでありまして、その救助につきまして海上保安庁のほうがあ、救助しまして、千葉県勝浦港に搬送したというところがございます。で、その方については、インドネシア人の方でしたけれども、死亡が確認されたということでございます。それから、昨日、23日の朝、5時20分に、ま、新聞報道でございますとおり、1名発見。この方も、もう全く意識不明でございまして、その方も海上保安庁のほうで救助しまして、同じく千葉県勝浦港に運んだと。で、その方が到着したのが、昨日、本日のですね、夜中の0時ぐらいに入港、同じ千葉県勝浦漁港に入港しまして、そこで死亡の確認と甲斐清弘さんであることの確認をとれたということで、本日の新聞報道になったということでございます。で、昨日の、夕方まで、ま、16隻体制で搜索しておりますけれども、町内の船以外の船の、ま、一般的な取り決めの中でですね、県外あるいは管内外の船は、搜索期間は1日と、遭難から1日で搜索は打ち切るという取り決めになっているようでございます。それで、川南漁港所属の船は、そのまま3日間は搜索するというものでありまして、本日まで搜索する予定になっておりますけれども、残念ながら現場海域がですね、本日未明から低気圧の影響を受けて、非常に大荒れの状態ということでございます。そういうことからですね、本日はなかなかもう、あと2人の発見は厳しいという状況ではございますが、搜索については、全力を今挙げて行っているという状況でございます。ちなみに、燃えました光栄丸でございますが、昨日23日の午後7時現在では、1台の巡視船がそれを監視してたんですけども、見失っていると。結果的に海上保安庁の話ではですね、沈んだ可能性があるということでございます。それからですね、あの、写真をちょっと添付しておりますが、新聞紙上でですね、出たのが、横から撮ったJP-MZ22010というですね、横から撮った写真が掲載されておりましたけれども、後ろから見たですね、写真を付けております。船尾から見た写真ではですね、もう完全に焼け焦げておまして、船の名前すら確認できない状態ということでございます。原因につきましてはまだわかっておりませんが、ま、配線系統もかなりあの、船を建造してですね、もうちょっとで20年がたつということで、配線系統もかなり老朽化はしていたということを親族の方からは言われております。この船尾のほうにですね、救命胴衣が6着、そして、船首のほう、前のほうにですね、救命胴衣が6着装備されておまして、この前のほうのライフジャケットを着けて飛び込まれたのではないかというふうなことでございます。後ろのほうはですね、もう完全に焼け焦げておりますので、こちらのほうはおそらくもう無理であったというふうに思われております。それから、ボートなり、それこそ、救助、あの、逃げるためのですね、船は、後ろのほうに積んであったということで、恐らく火災でもう消失してしまってたのではないかとこのところでございます。いずれにしても、これをですね、通常であれば港に引き戻して現場検証するところがございますけれども、昨日現在ではですね、もうあの、沈んでしまっておる可能性が高いという報告を海上保安庁からは受けております。以上でございますが、ただ、生存されておりましたインドネシア人の方をですね、搬送するにあたりまして、非常に海上保安庁とやり

とりがございまして、その生存された方を龍喜丸という川南町所属のですね、船が救助したんですが、その方を9時間かけて千葉県の上浦港にその船が運んだと。で、その海上保安庁はですね、ま、搬送いただけなかったという、ちょっと、トラブルも発生したところでございます。で、龍喜丸という船自体もですね、その海域ではえ縄漁業をやってまして、縄を入れたまんま、とにかく救助に向かったということでございまして、その縄あたりもですね、かなり金額的には高うございまして、終わったらすぐ引き上げないと、どうにもならないという状況で、まあ、あの、あったようございまして、そのあたりでちょっと海上保安庁といろいろやりとりがあったというふうに、これにつきましては私のほうで、ま、聞いております。で、我々もですね、ずっと22日の日から漁協に詰めまして、昨日も詰めておったんですが、あの、情報がほとんど海上保安庁から示されておられません。今日お示しましたものはですね、すべて22日の日に細島海上保安署を経由してですね、漁協に入ったファックスでございまして、23日はあの、情報としましては紙ベースではいただけなかったというようなところでございました。それで、こちらの漁協から海上保安署に確認を入れて、先ほど申しましたようなことをですね、確認したといういことでございます。いずれにしても、本日まで全力を挙げてあと2名のですね、捜索に当たってるというところでございます。以上でございます。

○議長(山下 壽君) 日程第 1 「諸般の報告について」

を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りしました別紙のとおりであります。なお、例月出納検査及び定期監査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第 2 「会期の決定について」

を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第 3 「会議録署名議員の指名」

を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【徳弘 美津子】君及び【竹本 修】君を指名します。

日程第 4 議案第59号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) おはようございます。議案第59号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。国は、東日本大震災により、国家公務員の給与を減額する方針としており、今回の人事院勧告を見送ることとしております。そのため、人事委員会を置いていない市町村については、都道府県人事委員会の調査結果を参考に改正が求められており、川南町としては、今回、宮崎県人事委員会の勧告に準じて川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改

正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(吉田 一二六君) 議案第59号につきまして、その補足説明を申し上げます。

人事院において、国家公務員が民間給与を上回るマイナス格差、これを解消するため、50歳代を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引き下げが勧告されました。そのことを踏まえて、宮崎県人事委員会の勧告に準じて、川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。第1条は、臨時または非常勤の職にある職員の給与を規則で定めることとし、行政職の給料表を改正するものでございます。第2条は、平成18年の給与改正に伴う現給補償者に対する給料減額措置を講ずるため、支給率を100分の99.59から100分の99.1に、100分の99.83から100分の99.34に減額をするものでございます。附則第1条は、この改正条例を平成23年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、第1号で平成23年4月から平成23年11月までに支給された月例給について、第2号で6月に支給された期末勤勉手当について、それぞれ100分の0.39を乗じた額を減額し、平成23年12月に支給される期末手当から減額するものでございます。以上で、補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 宮崎県の人事委員会の勧告を踏まえて、職員の給与改定を行うと言われましたが、今回の改定を行うと言われましたが、今回の改定は中高年層40歳代から50歳代に重点が置かれております。今回の措置により、町職員1人当たりと地域経済に与える影響はどれくらいか試算していますか。退職金、年金にはどのような影響がありますか。また、影響を受ける人員は何名でしょうか、お尋ねします。

○総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。ま、あの、退職年金等についてはですね、現在のところ試算はしておりませんが、これで影響はする職員に関しましてはですね、普通会計と公益業(公益事業会計)を合わせまして、52名分になります。平均しますと、月8万円の減額ということになろうかと思っております。で、あの、補正、12月に一応補正をする予定にしておりますけれども、トータルではですね、予算で行きますと108万程度がですね、減額の対象になるということでございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 組合との交渉はなされているのでしょうか。

○総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員の質問に再度お答えしたいと思います。組合と交渉を踏まえてですね、今回提案させていただいております。

○議員(内藤 逸子君) 今回あの、国は、人事院勧告を無視して賃下げを行うと言っていますが、まだ今審議中です。これが通った場合、また対象として賃下げをされるのでしょうか。

○総務課長(吉田 一二六君) 国のほうにおきましてはですね、人事院勧告を見送りまして、

特例法案でですね、約 7.8% の減額をするということにされてるようでございますが、人事院勧告のほうでですね、それを実施するということにしましてもですね、川南町はですね、今のところそのところは考えておりません。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第 59 号「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第 59 号「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、反対する立場から討論します。

政府が、国会提出している国家公務員の賃金を平均 7.8% 引き下げる特例法案、賃下げ法案の国会審議が始まっています。この法案は、人事院勧告を無視して出されたものであり、憲法違反です。1980 年代に、人事院勧告が凍結された際、社会保障が次々改悪されました。賃下げ法案は、社会保障改悪にもつながります。賃下げされれば、民間もあわせたすべての労働者に連動します。景気悪化をさらに深刻にし、民間中小企業の賃金を抑え込み、地域別最低賃金改定や年金受給者にも連動するものであり、内需拡大による景気回復が求められているときに、認められません。震災復興のために、公務員の役割の発揮はますます必要です。給与削減は全く逆です。昨年の口蹄疫発生の際の役場職員の働きは力強いものがありました。復興財源を言うのであれば、思いやり予算などの米軍関連経費や政党助成金の廃止、法人税減税や証券優遇税などをやめることによって、年間約 2 兆円の財源を生み出すと言われています。今回、この国会審査が、審議が通れば、また給与改定となったりして、混乱が起こるのではないかと心配しております。以上、今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導経済に切り替えるべきときに内需を冷やす給与改定を行うべきではありません。消費低迷と景気悪化の悪循環、地域経済にマイナスをもたらす今回の改正案に反対します。よって議案 59 号に反対いたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第 59 号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数であります。したがって、議案第 59 号「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 60 号 「財産(土地)の取得について」

日程第 6 議案第 61 号 「平成 23 年度川南町一般会計補正予算(第 4 号)」

以上、2 議案を一括議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、河野幸夫君及び税田榮君の退場を求めます。朗読は省略します。本 2 議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第 60 号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、大久保養豚農業協同組合から土地建物の譲渡の申し入れがあり、昨年 12 月定例会において同地の有効利用に関する請願書が採択されておりますことを尊重し、今後、総合運動公

園及び東地区運動公園を総合的に整備し、相乗効果によるスポーツキャンプや、より大きな大会、合宿の誘致などで、交流人口の増加に伴う町経済への波及効果を図るため、本財産を取得したく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び川南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年川南町条例第16号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第61号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第61号は、議案第60号で提案いたしました財産の取得や口蹄疫被害復興支援のため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,315万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,101万円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明申し上げます。まず、歳入であります。繰入金は、財政調整基金1,790万円、川南町復興対策基金525万円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。農林水産業費に、園芸施設導入補助として525万円、教育費に、東地区運動公園施設整備用地の購入費用1,790万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があればこれを許します。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 議案第60号で取得する財産の価格及び今後の土地建物の活用につきまして、その説明を申し上げます。体育館等の建物につきましては、事務所を除き無償での譲り受けでございますが、土地につきましては、大久保養豚農業協同組合のほうで不動産鑑定をされておりますので、その鑑定結果を受けて買受面積9,823平米、買受金額1,790万円とさせていただいたところでございます。取得いたしました土地建物の今後ですが、現在の東地区運動公園のさらなる有効利用のため、譲り受けた加工施設を簡易宿泊研修施設に改造後、高校生・中学生・小学生を中心としたスポーツ合宿の拠点の場として活用し、交流人口の増加を図るものでございます。

また、体育館施設につきましては、町民のスポーツ振興はもとより、新スポーツの普及の場として活用するものでございます。建物以外の敷地は、駐車場等として利用し、利用増加に伴う来場者に対応するところでございます。以上で補足説明を終わります。

○農林水産課長(押川 義光君) 議案第61号につきまして、その補足説明を申し上げます。9ページ、10ページをお願いいたします。6款1項5目19節、負担金補助及び交付金の園芸施設導入補助金525万円は、口蹄疫被害復興支援対策として耕種農家や畜産から耕種への構造転換を行う農家及び葉たばこ廃作により、耕種への転換を行う農家が、露地作物作付拡大のため、露地園芸用トンネル等の園芸施設資材導入を実施する事業に対しまして、補助率2分の1以内で補助するものでございます。以上で、補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。しばらく休憩しま

す。

午前10時27分休憩

午後1時35分開会

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(林 光政君) ええっとですね、あの、私は60号の問題についてちょっと、いいですかね、お尋ねしたいんですけども、さっきあの、課長のほうからですね、いろいろ、ま、町長も含めてですけど、いろいろ説明がございましたけども、あの、大久保ちゅうか、東小地区は昔からもうスポーツの盛んなところで、この問題は私あの、非常になんて言いますかね、関心の持てる案件なんですけども、いろいろ補足説明で課長のほうからこの、新スポーツの普及にという話がここに明記してあるんですけども、その案件に対しては、その問題に対しては、いろんなスポーツの面でどういようなことを考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 今の林議員の質問にお答えいたします。新スポーツの普及の場というものは、どういったのを考えているかということですが、今、あの、あすこは見ていただいたようにですね、ガラスが耐久ガラスになってますので、それを活かしたあの、フットサルというのがあるんですけども、他の体育館等では壁の傷付きとか、他の競技との邪魔になりますので、フットサルとか、それに今、カローリングというのを推進してますけども、カローリングもなかなか体育館どこも詰まってまして、それをするのにですね、そういった場があるといいという話を聞いておりますので、フットサル、それからカローリング、それからミニテニスなんかを新スポーツの普及の場として考えております。以上です。

○議員(林 光政君) あの、私の勉強不足とは、もちろん私も自覚しておるところなんですけれども、いろいろなものを取得するにはですね、まあ、相当な時間を費やしながらか審議していくのが、私はあの、妥当て言うかな、いい方向だろうと私は思っておるんですよ。それであの、大変大久保地区の方には納得はいかないかもしれませんが、私はあの、この問題についてはもう少し審議する必要があるんじゃないかなという考えでおります。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 60号について。交流人口の増加に伴う町経済への波及効果を図るためとありますが、どのような経済効果があるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 宿泊研修施設を整備いたしまして、ま、1チーム15人を想定いたしまして、合宿として月に2チームほどを受け入れるということで、だいたい年間700人の交流人口を見込んでおります。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 年間700人の交流が生まれると言われましたけど、経済的な効果というのはどのように考えてるんでしょうか。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 経済効果として、金額的には、具体的にまだあの、そのもの

ができておりませんので、そこまでの、金額まではじておりません。

○議員(内藤 逸子君) 経済的な金額が分からないのでは、経済的効果があるとは言えないんじゃないかと思います。それと、今日、あの、見せていただいて、そのまま使えるとは思えないんですよね、いろいろ修理、修理っていうか、改修が必要になってくると思います。お金が、建物を管理するためには建物管理のお金がいると思うんですが、あの、どのくらいの、1年間にですね、どのくらいの費用がかかると見込んでいるのか、お尋ねします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 体育館施設につきましては、現在、管理費が80万ほど使われていますので、その80万円。それから、東地区公園の管理としては、現在109万をいつも、支出して、毎年支出しております。ただあの、先ほど言いました加工施設については、金額設定とか使用料とか、ものがまだこれからということで、金額を出しておりません。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) この、議案第60号、61号についてですが、まあ12月議会がそこに迫るとるわけですが、なぜ今これは提案せんならんのか。これは、町長に伺いますが、現地の建物やなんや、こらあ調査してきたのかですね、これはこの、あの、当然あこの建物を見っと、もう壁は体育館の中は壁が穴がほげ、ひびが入って、外側はもう壁が鉄筋が腐食して、膨張して壁が落ちてよるわけですが。無償譲渡ちゅうようなこつちゃけんどん、これは無償譲渡ちゅう名目になつとるけんどん、これは、譲渡、譲り受けた場合ですね、これは近い将来、この、財産負担が発生するわけじゃが、加工施設もなんじゃ、目的用途に達せんわけじゃが、改修費も出てくるわけじゃが、ちゅうことは無償譲渡じゃねえしてこれは、負担付き寄附、この、贈与になるちゅう思わうわけじゃがよ、こらあ、土地と建物のこの、財産取得。同じ議案にのせて提案せんないかんもんじゃないですか。それかい、61号、こらあ予算書が出とるがよ、園芸振興費525万、と、保健体育施設費1,790万じゃがよ。こらあ本来なら、この、委員会に付託せんならん案件じゃと思わうがよ、こらあ、委員会審査を否定するために提案しておるのか。そうとしか取れんがよ。我が国の議会がですね、委員会付託が原理原則ですよ。ちゅうこつはよ、議会制度そのものを否定するこつになるわけじゃが、こういうこつやとってええわけですか。おれはいたずらによ、こういうこつをしょと、議会と提案者の対立を招くばっかりじゃと思わうがよ、本題は、これは、この人勸、職員の給与の改正が本題であつてよ、これは取ってつけたようなこつをしよるがよ。おっだ今日はおかしかったわ。本題は5分もかからんずく終わつてよ、取ってつけたような議案について2時間も3時間も審議しよるっちゃがよ、馬鹿げた議会になってしもうたもんじゃと思うち、おらあ考えとつとやが。議運で、まあ、議長も同じやけんどん、おれも議運の委員長しとるがよ、これも取り下げていっっちゃけんどん、提案権が町長にあるもんじゃかい、それがでけんわけじゃがよ、こら議会に対してのこら挑戦じゃと思つとつとやが、そこ辺どう考えとりますか。

○町長(日高 昭彦君) ただ今の児玉議員の御質問ですが、ええ、給与の一部改正、人事院勧告に関しての議題とこれについてはまた別ものであり、今回必要であると思つて提出させてい

ただいております。ま、あの、詳細、詳しいことが把握しておりませんので、それについてはまた担当課長に説明させますが。じゃ、総務課長に補足説明させます。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。今回提案させていただきましたのはですね、今回土地のほうを先行取得さしていただきましてですね、12月の定例議会におきましては、あの、取得したものに對してですね、条例改正と、それから維持管理費等が出てきますので、そちらのほうを提案さしていただきたいということで、今回提案をさせていただいたものでございます。それから、あの、負担付き寄附という御質問でございますけども、これに関しましてはですね、地方自治法の行政実例がございまして、その中を見ますとですね、負担付き寄附とは、寄附を受ける際、一定の条件が付けられ、その条件に基づく義務の不履行の場合、この場合にはですね、当該寄附が解除されるようなことだと思いますけども、これに関してはですね、負担付き寄附には含まれないというふうな実例が出ております。以上です。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。ま、我々の考え方としましては、あくまでも議員おっしゃられたようにですね、委員会付託を免れると、そんなことは全く考えておりません。あくまでも先ほど3つの柱で申しました、復興対策がなかなか遅々として進まない、畜産からの耕種転換がある、それから葉たばこが9月に分かったというようなことからですね、本来12月でというような考えもしておったんですが、今年の作付けをやる、考えたときに、12月、1月に作付けをした場合にですね、5月6月に収穫ができる。その時がですね、一番園芸作物の価格が高いと、そういうことから考えたときに、12月に行った場合にですね、どうしても1作分が遅れてしまう可能性もあると、そういうことからですね、臨時議会に提案させていただいたということでございます。その部分は御了解いただければというふうに思っております。決しておっしゃるようなことではございません。

○議員(児玉 助壽君) 総務課長の話やったら、町の条例であの、必要ねえちゅうような話やったけどんよ、議会の議決はいらんち。この議員必携に載とととよね。負担付き寄附または贈与を受けることは議会の議決が要るわけじゃかい。町の条例がどうこうじゃねえっちゃがね、これは地方自治法96条に基にしてつくっちゃととよかい。総務課長、町の条例と自治法とはどっちが上位になつとね。これは上位法が優先するはずじゃがよ。こんげな糞みたいな条例でかい正当性を主張しよるがよ、とんでもねえ話や。で、農林水産課長はいろいろ御託並べとつたがよ、もう、だいたい、葉たばこの農家の組がよ、もう今年ん初め作付状況も分かるとつたち、新聞でも、報道でももう7割か5割かはもう転業するちゅうような状況が出とつちゃかいよ、いろいろ言いよるけどん、職務怠慢したかい、今頃出さんならんこつちゃねえね、9月出せば十分に間に合うはずじゃがね。自分どんの職務怠慢をよ、露呈するようなこと言いなんな、言うたらいかんですよ。この、提案理由を見と、いろいろ書いちゃるが、改造後、高校生、中学生、小学生を中心にしたスポーツ合宿ちゅうけんども、こらあこの人たちのニーズ、ニーズ、ニーズに基づいたこの、そういうふうに700人を目安にしとつちゅうか、この人たちのニーズをもとにした700人をはじき出したとね。今い

ろいろ、この、伊倉の浜のサーフィンの施設もあるし、青鹿のとこの、あらあ、なんか、キャンプ施設、利用状況はほとんどゼロよ。こういう理由で作ったと思わうけどんよ、現状は、利用状況はゼロじゃがよ。ま、1,790万で買うてんよ、こらあ、費用対効果、どこではじき出すとね。さっきも言うたこつよ、建物、この土地の財産を取得した場合はよ、もう土地の、じゃねえど、建物の維持管理補修、改修をよ、この、もう、議会の議決も得らんずく認めるこつになっちゃがね。どういう考えで出しとるか知らんけどんよ。こらあ、この700人ちゅう数字、こらニーズに基づいた、こらあ、数字か、伺います。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 今の児玉議員の質問にお答えいたします。ニーズというのは大変つかみが難しいと思いますけれども、先ほど申し上げたように、いろんなスポーツ少年団とか、いろんな今の合宿とかの話聞きますと、月に2チームほどは来ていただけるということで、あの加工施設を宿泊施設に改造した場合ですね、10人から15人の宿泊ができるわけなんですけれども、そこをかんがみまして、700人ということで想定をさせていただきました。以上です。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。議員言われるようにですね、上位の法が優先することはもう言うまでもありません。私が先ほど申しましたのは、地方自治法第96条の第9号関係につきましての行政実例を申し上げさせていただきました。以上でございます。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。我々が先ほど葉たばこ農家の状況ということでございましたけれども、これの最終的なアンケート、農家さんの意向をですね、確認したデータを聴取しましたのが9月1日でございます。そういうことで農家さんのですね、ニーズに合った形でことを進めるためには、そういう調査を踏まえて、県とのプロジェクトチームを9月に立ち上げて、それで始まったことでございますので、そういう水面下の動きをしながら、最終的に今の時期になったということでございます。そこを御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員(児玉 助壽君) 農林水産課長に、おらあ、本来ならうちん委員会に付託さるる案件じゃっやがよ、当然こらあ、執行を監視して、ね、評価していかならんとやがね。この付託されとらんもんも、そういうふうになってくるわけやがね、課長。そこんことを忘れちもろうたらいかんわ。もう、総務課長は都合のええようなこつばかり言いよるけどんよ、もう、負担は、あの、財政負担が出っとはよ、もう、明々白々じゃつとやがね、今日見た感じ。ね。やっぱ、同じ議案にのせちこなよ。もしね、今度、改修費じゃの、今あの、なんか、光熱水費、もしや解体せんならんかもしれん、今の状況じゃったら。浜ん施設がもう34年じゃが、もう、あの、鉄筋が腐食して壁が落ちてだして危険じゃかいちゅうて解体せんならんちゅうような状況になつとっやかいよ。そういう施設をよ、近い将来そんげなつてくつとやが。おらあ、何で無償譲渡するかよ、譲渡を譲り受けんならんか、その、町長は現場を見とつてよ、何考えとつとやろかいち、不思議でならんちゃけどん。これは将来にわたつてよ、あの、負担が発生するち思わうっやが。更地で買うとなら、おらあ何も言わんけど

んよ、更地で買えばね、あっちはもう体育、公園もあるし、利用価値は物すげえあつと思わうけんどん、企業誘致するにも、あの、利用価値があると思わうけんどん。無償譲渡する、して、譲り受くるちゅう、これ自体がよ、理解でけんわけじゃが。まあ、いろいろ大層なこつ、なんしとるけんどんよ。はっきり言うて、あの、これは夢物語です。山有の堆肥センターも、希望的観測でものを言いよつたけんどん、未だに利用者もできとらんような状況ですがよ、この口蹄疫で疲弊した、この、この町の財政状況があつてよ、この、平成23年度の当初の実施計画にもねえやつをよ、山有の1億なんぼか、それを含め、今度も1,700万、で、改修費が1,700万、3,400万。そんげな銭がどこにあつとやろかいと思うち、おらあもう、びっくりすつとやけんどんよ、来年が財政状況がますます厳しいなっちゃがよ、そのためにやっぱ、ちつとものを考えちよ、その、財政運営していかんかったら、こらあ来年の5カ年計画でんあるが、それ自体が実施できんなつですよ、町長。そこ辺のとはどう考えとつとですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、当然、税金なり、そういうのも含めた上での検討を我々としてはいたしてつつもりでございます。まあ、大久保の土地利用、建物利用に関しても、各方面からのいろんな選択肢はあるかと思いますが、今、我々がとっている方向は、あのままの建物を使うと、これがベストであると考えております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

これから、議案第60号「財産(土地)の取得について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第60号「財産の取得について」反対の立場で討論いたします。その理由について、この案件は、東地区運動公園に隣接する旧大久保養豚農業協同組合が所有していた土地9,823平方メートルを1,790万円で取得し、建物であります加工施設、体育館を無償譲渡で譲り受けるというものでありますが、体育館は築30年を経過、老朽化し、壁はひび割れ、崩壊し、補修、解体時期を迎えており、また、築23年経過し、耐用年数残り3年を迎える加工施設は、大幅に改修しなければ目的用途に達することができず、いずれにしても維持管理、光熱水費等含め、財政負担は明確であり、建物の譲渡は無償譲渡と言いがたく、負担付き譲渡と思われ、そのことからして、建物の譲渡は地方自治法第96条で定める議会の議決を有する案件であり、したがって、土地取得と建物譲渡の両案件を同時に定例議会で提案すべきが常道と思われ、よって本案件に反対するものであり、御賛同のほど、よろしく願いいたし、討論を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(中津 克司君) スポーツによりまして、人間形成をしていただいた者の1人として、議案第60号「財産の取得について」、賛成の立場から討論します。目的が、スポーツ複合施設用地のためとあります。約2.2ヘクタールの川南東運動公園は、現在、サッカー協会が責任ある管理

をされ、素晴らしいグラウンド状況にあり、年間3,000人強の利用者があります。サッカーを中心に、応援の方々を含めると、若い女性、子どもの御家族をはじめ、より多くの方が訪れています。トイレの清掃等も行っていますが、限度があるようです。サッカー、ラグビーは、冬場がシーズンのスポーツで、雨でも試合があり、県外、町外からのチームも多く利用しています。利用者は、グラウンド状況には非常に満足しておられますが、少なくとも、トイレなり、シャワー設備ある更衣室の充実を強く望まれています。町長の目指すスポーツランド構想にもマッチするものと考えます。町の財政が逼迫していることは重々承知していますが、明るく元気なまちづくりに向けて有効活用を望むものです。ぜひ、人間教育の場として、地域活性化の場として、充実していただくことを念じ、賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第60号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願ひます。

起立多数であります。したがって、議案第60号「財産(土地)の取得について」は、原案のとおり可決されました。

議案第61号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第4号)」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第61号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第4号)」について、反対の立場で討論いたします。その理由について、園芸振興費、保健体育施設費、両案件とも緊急性に乏しく、12月定例議会が間近に迫る中、臨時議会に提案する必要はなく、今回の県の人勧に基づく給与改正条例のための緊急的な臨時会招集のこのついでに提案権を乱用したものであります。町長の職権、すなわち、招集権で臨時会を乱発し、提案権を乱用し、所管委員会の審査を否定し、委員会付託、審査を原理原則とする我が国の議会制度そのものを繰り返し否定し、いたずらに議会との対立を生もうとしています。したがって、警鐘の意味を含めて、本案件に反対するものであります。なお、緊急で必要があるとき、特定の事件に限り、臨時会を招集するよう強く要望し、反対討論を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。これで討論を終わります。

これから議案第61号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願ひます。

起立多数であります。したがって、議案第61号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」

を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成23年第9回川南町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでございました。

午後2時14分閉会
